

# 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 油布 勝秀

## 1 日 時

平成27年7月31日（金） 午後1時31分から  
午後4時16分まで

## 2 場 所

第3委員会室

## 3 出席した委員の氏名

油布勝秀、末宗秀雄、近藤和義、後藤慎太郎、小嶋秀行、桑原宏史、森誠一

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

羽野武男

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 尾野賢治 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第66号議案のうち本委員会関係部分、第67号議案から第68号議案まで及び第78号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。  
請願1及び請願4については、採択すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関することについて、請願処理結果の報告が行われた。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、担い手確保に向けた取り組みについて、執行部から説明を受けた。
- (4) 大分県長期総合計画について、大分県農林水産業振興計画の策定について及び指定管理施設の更新についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。
- (6) 新長期総合計画に係る委員会について、9月4日（金）の午後1時30分から開催することを決定した。
- (7) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主任	木付浩介
政策調査課調査広報班	課長補佐	清末照美

# 農林水産委員会次第

日時：平成27年7月31日（金）13：30～

場所：第3委員会室

## 1 開 会

## 2 農林水産部関係

13：30～16：30

### (1) 付託案件の審査

第 66号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）

（本委員会関係部分）

第 67号議案 平成27年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算  
（第1号）

第 68号議案 平成27年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1  
号）

第 78号議案 平成27年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負  
担について

請 願 1 林業政策・予算に関する意見書の提出について

請 願 4 湯布院塚原共進会跡地のメガソーラー建設計画に関することにつ  
いて

### (2) 請願処理結果の報告

請 願 50 由布市塚原和牛共進会跡地におけるメガソーラー事業に関するこ  
とについて

### (3) 県内所管事務調査のまとめ

①担い手確保に向けた取り組みについて

### (4) 諸般の報告

①大分県長期総合計画について

②安心・活力・発展プラン2005の進捗状況（見込み）について

③大分県農林水産業振興計画の策定について

④指定管理施設の更新について

⑤平成26年度大分県総合農協の決算状況について

⑥国営大野川上流土地改良事業について

⑦（株）大分県畜産公社の新施設整備進捗状況等について

⑧第63回全国乾椎茸品評会の結果について

### (5) その他

### 3 協議事項

16:30～16:40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 新長期総合計画に係る委員会の開催について
- (3) 今後の委員会活動について
- (4) 県外所管事務調査について
- (5) その他

### 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**油布委員長** ただいまから、農林水産委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、ご了承いただきたいと思えます。

また、本日は、委員外議員として羽野議員が出席しております。

委員外議員の皆さんにお願いします。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔にご発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めてまいりますので、委員外議員の皆さんは、あらかじめ、ご了承願います。

皆さんにお願いいたします。この第3委員会室では、委員も執行部の皆さんも全員マイクの使用をお願いします。

マイクは発言の都度、オン・オフをしてください。

また、マイクの数に限りがありますので、慌てなくて結構ですから、私の指名を受けてからマイクを回していただき、ゆっくり、はっきりと発言をお願いします

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件、請願2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第66号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**尾野農林水産部長** 第66号議案平成27年度一般会計補正予算（第1号）のうち、農林水産部関係予算についてご説明いたします。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際、説明を省かさせていただきました事業について、予算概要により担当課長から説明させていただきますので、よろしく願います。

**安藤団体指導・金融課長** 予算概要の21ページをお開き願います。

団体指導・金融課分についてご説明いたします。

左端事業名、農業金融対策事業費の2つ右側の欄、27年度7月補正予算額6,853万2千円です。

事業内容を説明させていただきます。まず、右端の事業概要欄において、「新」と記している活動火山降灰対策緊急資金利子補給事業費補助13万7千円でございます。これは、阿蘇山の降灰対策として、農作物に付着した降灰除去に必要な洗浄機械などの整備等を行う生産者に対し、その経営の維持安定を図るため、農業近代化資金などの利子相当額を最大5年間、実質無利子にするために助成するものです。

そのほか、このページから24ページにかけて、農業近代化資金など農業関係各種制度資金に係る利子補給や、農山漁村女性・若者活動支援資金等の貸し付けなどを計上しています。

次に、議案書の9ページをお開きください。

債務負担行為について説明いたします。上から4番目の活動火山降灰対策緊急資金利子

補給です。これは、先ほど説明しました事業の実施に伴い債務負担を追加するものであります。

次に10ページをお開きください。

上から2番目、農業近代化資金等利子補給から6番目、漁業経営維持安定資金利子補給までの債務負担行為の変更でございますが、これにつきましても、各種制度資金の融資枠の増額補正に伴うものでございます。

以上でございます。

**上野おおいたブランド推進課長** 予算概要の66ページをお開きください。

おおいたブランド推進課分についてご説明いたします。

左下、「特」と記している6次産業化チャレンジ促進事業費、補正予算額361万3千円です。

6次産業化の取り組みによって数々の商品が開発されていますが、この活動を継続・拡大するためには、ほかとの差別化を図ることで、農林漁業者の所得向上を実現する必要があります。

この事業は、高糖度トマトや有機野菜等のこだわり産品を有する地域の生産者に対し6次産業化プランの提案活動等を行い、新規取り組み者の掘り起こしを図る入り口支援を行うとともに、県産農産物の市場シェアが高い関西圏等で6次産業化商品のテストマーケティング等の出口支援を行うことで、6次産業化の促進による農林水産業の付加価値向上を図るものです。

次に74ページをお願いいたします。

1番上の次世代を担う園芸産地整備事業費、補正予算額4億669万6千円です。

本県は、マーケット起点の商品（もの）づくりに向け、県産産地の育成を進めています。

この事業は、その担い手となる企業的経営体の育成を主眼に、産地の拠点となる栽培施設や集出荷施設の整備を支援し、大分の顔となる園芸品目を育成するものです。

今回の補正予算では、企業的経営を目指す経営体等の規模拡大に伴うハウス整備や新植等を支援します。

また、大規模リース団地施設整備により、就農学校の卒業生を初めとする新規就農者等の初期投資の軽減を図るとともに、利用されなくなったハウス等の有効活用を進めます。

さらに、県域流通の推進を図るため、広域産地拠点施設として、臼杵市野津町のピーマン集出荷貯蔵施設の整備を行います。

以上でございます。

**近藤畜産技術室長** 予算概要の88ページをお開きください。

畜産技術室分について、ご説明いたします。

1番上、「特」と記しているおおいた豊後牛品質向上対策事業費、補正予算額816万4千円です。

本県では、おおいた豊後牛ブランドを確立するため、おいしさの指標とされるオレイン酸含有量が高い牛肉の流通量の拡大を進めています。

この事業では、オレイン酸生産能力の高い県有種雄牛を活用した人工授精及び受精卵移植を推進することにより、肥育素牛及び繁殖雌牛の品質向上を促進し、おいしい牛肉の生産基盤の強化を図ります。

次に91ページをお開きください。

1番上、「新」と記している酪農振興総合対策事業費のうち、右側の事業概要欄の下から2つ目の二重丸、畜産競争力強化対策事業費補助1,733万1千円です。

これは、大分県酪農業協同組合が中心となって協議会を組織し、乳量の増産などを進める畜産クラスター計画に基づき、規模拡大などにより、生乳生産量の増加に取り組む経営体を対象に、牛舎や飼料調製用機械などの整備を支援するものです。

以上でございます。

**山本農村基盤整備課長** 予算概要の117ページをお開きください。

農村基盤整備課分について、ご説明いたします。

上から2番目の農業体質強化基盤整備促進事業費のうち事業概要欄で「新」と記している農地中間管理に関する事業、補正予算額2,058万円です。

これは、農地中間管理事業の重点実施区域において、農地の畦畔の除去に加え、区画拡大や暗渠排水整備など、農地の簡易な整備に対し定額助成し、耕作条件の改善を進めるもので、本年度は宇佐市と豊後高田市の2地区で実施予定としております。

以上でございます。

**吉野林産振興室長** 予算概要の140ページをお開きください。

林産振興室分について、ご説明いたします。

1番下の欄、「新」と記している特用林産物生産施設等整備事業費、補正予算額7,500万円です。

日田市大山町のエノキタケは大山ブランドとして知られていますが、生産者の高齢化や後継者不足等により生産量の減少が懸念されています。

そこで、国の森林・林業再生基盤づくり交付金を活用し、大分大山町農業協同組合が実施するエノキタケ生産施設の整備を支援することで、生産量を確保し、安定供給体制を確立します。

以上でございます。

**樋口森林整備室長** 予算概要の149ページをお開きください。

森林整備室分について、ご説明いたします。

「新」と記しているスギ挿し木苗自給率向上対策事業費、補正予算額7,645千円です。

主伐面積の拡大に伴う県内の再造林面積の拡大に加え、苗木生産者の高齢化などから、県内産杉挿し木苗が不足しており、現在は半分以上を宮崎県などの県外から調達している状況です。

そこで、シャカイン・タノアカ等の県推奨品種を増産するための生産施設や穂木を確保するための採穂園の造成を支援するとともに、低コスト再造林に有効なコンテナ苗の増産を行う協議会活動を支援し、平成30年の杉挿し木苗の県内の自給率100%を目指して増産を図っていきます。

以上でございます。

**窪田水産振興課長** 予算概要の189ページをお開きください。

水産振興課分について、ご説明いたします。

上から3番目の沿岸漁業振興特別対策事業費、補正予算額400万1千円です。

この事業は漁業者のさまざまなニーズに応え、比較的小規模な漁場整備や流通加工施設の整備などを機動的に支援するものです。

今回の補正予算では、津久見地区の給油施設、杵築地区の船揚げ施設をそれぞれ改修し、漁業者の利便性の向上等を図ります。

また、国東市安岐地区では海底耕うんを行い、漁場の基礎生産力を高めることで、カレイ類やクルマエビなどの有効資源の増大を図ります。

以上でございます。

**倉橋漁港漁村整備課長** 予算概要の195ページをお願いいたします。

漁港漁村整備課分について、ご説明いたします。

1番上の漁港整備事業費、補正予算額567万3千円です。

この事業は県が管理している12漁港の安全性や利便性を高めるため、国庫補助の対象とならない小規模な施設整備を行うものです。

今回の補正予算では、小祝漁港のコンクリート舗装及び大分漁港の機能保全調査を実施することとしております。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**森委員** まず、一般質問の中で土居議員さんが質問された件で、農業水利施設の突発的の事故への対応については、今、農業者が事故が起こったときに水利組織みたいなのが単費でするしかなくて、突発的な事故があると農家負担がまたふえるということがあるんですけども、それについて、事前積み立てを土地改良連合会とかが奨励しているから、それに関する指導でというような話があったんです。けれども、今、水路等の維持に関しては、やはり日常的な維持費を出すのも非常に難しくなっている中で、そういった事前積み立て等もやっぱり難しい状況にありますので、ぜひ県のほうでも、そういった突発的の事故に関する予算措置等を今後検討していただきたいというのが1点でございます。

あともう1点、井上明夫議員さんが質問された件なんですけれども、鳥獣被害対策の中で、これは以前からも質問が出ているかと思うんですが、猟期におけるイノシシの捕獲に関しては報奨金は出ないということでありましてけれども、今回、鹿対策の中では猟期においても出るということで、実際に猟師の方からの意見を先日お聞きしたところなんですけれども、やはり個体数を減らすということを前提にすれば、猟期内においてもある程度の報奨金があるほうが個体数も減らすことができるし、意欲が湧くんじゃないかというような現場の意見もございますので、それについて再度また検討していただきたい、それに対する考え方をお聞きしたいということでございます。

最後、3点目なんですけれども、ことはまだ大きな災害は起こっていない状況ですが、突発的な大きな災害が起こった際に、市町村においては技術職員の不足によって、現場の測量、設計とか、そういう分野に関しても非常に苦勞している中で、支援がないとなかなかそういった対応ができないと聞いております。いわゆる技術者の確保の問題とか、これは建設業界でも言えることで、突発的な事故が起こったときに、やはり建設業者の中でも体力が落ちていきますので、現場代理人が不足していて、なかなか工事に対応できないということが起こっています。職業系高校が少なくなっている中で、土木技術者の不足というのが今後も問題になってくると思うんですけれども、これは土木建築部でも言えると思



うんですが、そういった土木系の技術者の育成とか数の把握とか、そういった部分について、県としてどういった把握をしているのかということと、そういった技術者の確保について、建設業者への指導についてどう考えているかということをお聞きしたい。

以上3点よろしく申し上げます。

**山本農村基盤整備課長** 委員ご質問の突発的な事故についてでございます。

今、既存の事業で、団体営、市町村営だったり、土地改良区が事業主体にあるんですけど、地域農業水利施設ストックマネジメント——いわゆる地域ストマネという事業がございます。その中で計画的な保全、整備も行えるんですけど、その中の1つの項目といたしまして、突発事故に対する緊急工事、これは事後保全という言い方をしますが、そういう事業が既存でございますので、県といたしましても、市町村、土地改良区等にこの事業の推進について鋭意推進してまいりたいと思っております。

まずは、その団体営の既存事業を活用しながらということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

**藤本森との共生推進室長** 鳥獣被害対策のイノシシの捕獲の件でお答えいたします。

イノシシの捕獲につきましては、猟期の冬場につきましてはある程度肉も売れているということで捕獲圧も高く、実際この4カ月半の猟期の中で年間の6割ぐらいは捕獲されており、猟期以外の夏場の捕獲が難しい時期の捕獲意欲を高めるための捕獲報奨金ということで制度を実施しているところでございます。

イノシシにつきましては予防のほうに力を入れておまして、奥山の10頭をとるよりも農作物の味を覚えた里の1頭をとるほうが効果的だということもありますので、防護柵等による予防と、そこの近くに箱わなを設置して捕獲するという形で対策を講じていきたいというふうに考えております。

**石井農村整備計画課長** 災害復旧等への支援についてお答えいたします。

1番近い災害といたしまして、平成24年に県内で九州北部豪雨が発生いたしました。そのときに、農地・農業用施設災害としては4千件以上、また80億円近い被害が発生いたしました。これは4つの市町に非常に偏って発生しまして、その市町では技術者の確保等で非常に災害対応が難しかったということで、発生直後から県のほうから職員を派遣して、被害額の把握、また査定設計書の作成、それを7月以降1月ごろの査定完了まで続けております。その後は、実際の発注に向けて設計書の作成等も引き続いて支援して、延べ数にしますと約2千人の県職員を市町に派遣しております。各市町村とも合併等で技術的な体制が非常に難しくなっておりますので、こういった突発的な災害等に対しては、県としても柔軟にできる限りの支援をしたいと思っております。

それと、土木系の技術者の育成等でございますけれども、県の職員につきましては毎年、新規採用職員、また一定年数たった職員に対して、現場でのため池等に係る実際の現地の指導、また積算等の内容での指導等の研修会を随時開いております。それとあわせて、建設業者の方々とも、そういった研修をともに行うことによって、建設業者の方々の農業土木に対する技術的な力を高める支援も引き続いて行っておりますし、今後とも行っていきたいと考えております。

**森委員** 突発的な事故に関する対応の中で、既存の制度等を活用してということなんですが、今、話に出た地域農業水利施設ストックマネジメント事業に関しても、事業に取り組んで

いるところはいいんですけど、取り組んでいない小さな水利組合なんかが非常に困っている状況があるということで、今後そういった実態を踏まえながら、また事故への対応について検討していただきたいと思います。

あと、鳥獣害の関係なんですけれども、実際現場でイノシシをとっている猟師さんの何名かからそういう話がありましたので、現場の話も実際に聞いていただいて検討していただければと思います。

最後に、土木技術者の育成についてなんですけれども、先ほど私が最後に申し上げた職業系高校がなくなる中で、そういった高校生から土木施工管理技士とかの勉強とかをされているのと、されていないのでは、現場での対応とかも違ってくると思いますし、今後、特に農業土木においては現場での対応というのが大変重要になってくると思いますので、ある程度そういった土木系技術者、若い技術者が育っているとか、育っていないとか、そういう部分を県として把握しているのか。今後に向けてどういう対策をとるのかだけ最後に質問させていただきたいと思います。

**石井農村整備計画課長** 大変申しわけありませんけれども、高校土木系の学科がなくなっている中でどういった対応をしているか、教育等については、済みませんが、うちの部ではちょっと把握しておりません。

**森委員** 高校卒の土木系の技術者が少なくなった中で、やっぱり高学歴の大学卒の技術者さんを業者さんが雇用するにしても、給料も高いとか現場にすぐ対応できないとかいう部分があると聞いている部分もございますので、その辺もちょっと危惧しているところでございます。今後は災害対応とかに関して、私どもの地域の業者さんの数も減っていますし、技術者自体の高齢化が進んで、技術者自体が現場で手を出せない中で施工している部分というのも、下請に出したりすることが非常に多く見受けられるというのがありますので、地域の防災力とかいうことから考えても、地元の業者さんの実態把握とか、支援とかいう部分も少し考えていただけたらというふうに思います。

**尾野農林水産部長** 今の建設業界の育成というのは土木建築部で所管をしております。今のご発言のご趣旨につきましてはまず土木建築部に、職業系高校につきましては教育委員会のほうにこちらからお伝えをいたします。

**油布委員長** ほかにないですか。

**桑原委員** 87ページ、これ何度も説明していただいているところで、肉用牛生産基盤拡大緊急支援事業で、この肥育牛預託緊急支援対策事業貸付金、これをもう一度どういう制度なのか、ちょっとわかりやすく説明してください。お願いいたします。

それと、その下の繁殖雌牛の事業について、これの補助単価1頭当たり10万5千円となっておりますが、これの今の1頭当たりの大体の相場を教えてください。

それともう1つ、189ページ、ブリフィレ加工施設機能強化事業費なんですけれども、これは今回漁協が行うということなんですけれども、これをやることによって、完全に民間で同じようなことをやっているところの、民業の圧迫という状態が起こっていることはないのかということと、完全に民間の方でも、ここに書かれてあるような大幅な需要の伸びが期待されるフィレ加工品の生産能力の向上に対応しようという民間がおられれば、似たような補助を今後とも考えられるのか、それをお聞きいたします。

**重盛畜産振興課長** おおいた肥育牛預託緊急支援対策事業貸付金についてご説明申し上げ

ます。

近年、子牛価格が急激に上昇しておりまして、平成24年には39万8千円で導入できていた牛が、現在では65万円を超えているというようなことで、肥育農家の方が資金繰りが非常にきゅうきゅうとしているというようなことで、入れたくても入れられないという状況が続いております。

そのため、畜産公社に資金を県のほうが無利子で貸し付けまして、その原資をもとに畜産公社が肥育農家に素牛導入資金の肩がわりをして、肥育牛を販売したときに回収しようということで、肥育農家の資金繰りを好転させながら肥育牛の増頭を図っていこうとする制度でございます。

**近藤畜産技術室長** その下の繁殖雌牛基盤拡大事業の対象となる牛の相場というご質問でございますけれども、この4月から3カ月間の平均で、これは対象が雌牛になりますけれども、県内市場では59万5千円ということになっております。

以上です。

**窪田水産振興課長** ブリフィレの加工についてお答えいたします。

民間の加工所につきましては、県内には米水津以外に3つございます。現在のフィレに対する需要は非常にふえておりますので、そういった民間の企業の圧迫にはならないと考えております。

また、ほかの民間企業がこの事業の対象になるかということですが、この事業自体はもとが総務省の事業でございます。ほかの企業も同じような、事業の目的に合うような内容であれば対象になるということです。

**桑原委員** ありがとうございます。そしたら、1番最初の貸し付けの件でちょっと再質問させていただきます。

今お話しいただいた内容でいくと、例えば貸し付けの条件というのは畜産公社のほうで決めるということなんですかね。それとも、県がある程度主導して決めるということになるのでしょうか。

**重盛畜産振興課長** 県が貸付金を貸し付けるに当たって決めていきます。基本的には、今、急激に値段が高騰しておりますので、牛舎のあいている部分を埋める、増頭するという方々に対して預託をするという制度になっております。

**桑原委員** 済みません、じゃ最後。今、県が主導して、県との話し合いの中で条件を決めると。例えば、利息とか返済の期間とかいうのを教えてください。

**重盛畜産振興課長** 利息につきましては無利子ということで考えております。無利子で貸し付けておりますので、無利子で公社から貸し付けていただきたいと。それと、返済につきましては、販売時に公社にもらったものから精算するというふうな仕組みにしております。

**末宗副委員長** この前の委員会に出てないものだけん、当初予算で悪いんだけど、133ページの林業再生県産材利用促進事業のうち、特に木質バイオマス利用施設等整備事業費と原木流通施設整備事業費、それと、その下の欄の木造建築物等建設促進総合対策事業での公共建築物等地域材利用促進事業費なんだけど、この中身を具体的に、事業費とか含めて教えていただきたいと思って。

**吉野林産振興室長** 林業再生県産材利用促進事業でございますが、これにつきましては、

1つが木質バイオマス利用施設整備事業2億5千万円でございますが、これはバイオマス向けのチップを製造するチップー機の造成等に支援するものでございます。

**末宗副委員長** どこか具体的に教えてよ。

**吉野林産振興室長** 佐伯広域森林組合に移動式のチップー機、それから大分県木材協同組合連合会に同じように移動式のチップー機、あとは民間の事業体に同じようなチップー機を導入するものでございます。

**末宗副委員長** 事業費とかも教えてよ。

**吉野林産振興室長** 予定でございますけれども、佐伯広域森林組合が1億2千万円の事業費の2分の1の補助です。それから、大分県木材協同組合連合会が同じく1億2千万円の2分の1でございます。それと、民間の素材業者、認定林業事業体でございますけれども、これが2社で、それぞれ1億1千万円の2分の1でございます。それと、池永セメント工業さん、これが木質資源のバイオマスのボイラーを整備するということで、これは4千万円の半分の2分の1で、合わせて2億5千万円となっております。

それから、次の133ページの2つ目のポツ、原木流通施設整備事業でございますけれども、これは日田の九州木材市場がウッドコンビナートに第2市場をつくるということで、その施設整備でございます。補助金が1億7,800万円でございます。

それと、3つ目の丸でございますけれども、木材加工施設整備事業費補助、これは日田のウッドコンビナート内にKD日田という協同組合をつくっておまして、日田の製材所5社が共同で乾燥機の施設整備をするものでございます。これにつきまして、2,200万円の補助でございます。

それともう1点、1番下の木造建築物等建設促進事業のうち、1番上の公共建築物等地域材利用促進事業7億9千万円でございます。これにつきましては、大分大学の学生会館が5億円の2分の1。それから、九重の総合こども園が6億6千万円の2分の1。それと、中津の福祉施設が4億2千万円の2分の1、合わせまして7億9千万円でございます。

それと、ポツの2つ目、CLT利活用促進事業費、これはここに書いていますとおり、大分県木材協同組合連合会の木材会館を今、取り壊しておまして、28年度以降に建設するということで、その設計費に対する2分の1の補助でございます。

それから、上から3つ目のポツでございます。地域材活用住宅建設促進事業費、これは森林環境税を使いまして、地域材をはり桁等に使う工務店に対して、1立米当たり3万円の2分の1を補助するものでございます。

1番下の4つ目のポツのCLT普及支援事業委託料につきましては、CLTの実証棟を1棟建てるようにしております。

以上でございます。

**末宗副委員長** 佐伯とかの木質バイオマス、これはFITよね。

**吉野林産振興室長** そうです。

**末宗副委員長** この再生可能エネルギー、それに補助金を出してやるんだけど、将来的にずっと木材を燃やすやつだから出さないと、間伐材あたりの、今もう木材がなかなか不足しているという話が結構多いんだけど。そこらあたり豊後大野市や日田市にもできているんだろうけど、そこらあたりは競合はするのかな、木材があるのかな。

**吉野林産振興室長** 今ご案内のとおり、木材生産量につきましては昨年が100万立米を

超えました。5年前から43%増加しております。

資源的には、今、切っているのとは別に、1つは100万立米以上の年間生長量がございます。それと、バイオマスにつきましては現状が今3社で、日田のウッドパワーとグリーン発電大分、それと新日鉄大分、これは規模が大きいんですけども、基本的に石炭なので、未利用材、1立米少ししか使えません。それと、今度、豊後大野市にRE大分、これが30万立米規模の2分の1の15万立米を未利用材で使うという計画になっております。

一方、林地残材ってどのくらいあるのと、A、B、Cの製材じゃなくて、山に捨てられているのはどのくらいあるのかといいますと、大体100万立米、素材生産が出てくるといたしますと、主伐と間伐分で大体7・3くらいでございます。例えば、主伐で70立米といたしまして、これが林地から85%出るとすると、林地には12立米くらいが残っております。それと、搬出間伐につきましては30立米、大体切ったうちの6割くらいが今、出てきているとすると、残りの3割の20立米くらいが山に残っております。

それと、切り捨て間伐が4千ヘクタールから4,500ヘクタール、毎年やっております。この分が30万立米くらい山に残ってきます。主伐地の分の12万立米については、100%搬出可能だろうと。それから、搬出間伐の残った40%の20万立米については、半分くらいは搬出可能だろうと。それから、切り捨て間伐については3割くらいが可能だろうということ、30万立米の3割で10万立米、合わせますと30から35万立米は林地残材から出てくる量としては可能だろうということ、豊後大野市にできたとしても十分賄えると考えております。

以上でございます。

**末宗副委員長** 計算ではそうなるんだろうけど、大体計算どおりいかないような気がするんよ。今の間伐材というのは1番いい木を切って間伐材と呼んでいる実態があるんだけど、県のほうの姿勢は、間伐材というのは一番悪い木を指しているんだろうけど、まず、そこあたりが基本的に違うんだけどね。

そして、これからこのくらいバイオマスの再生可能エネルギー施設ができて、すぐそこにそういう市場じゃなくてできるのを、計画どおり——おたくたちが退職した後かわかんけど、あれだけ金を突っ込んだのになというような状態が出てくるんじゃないかと心配しているんよ。今言った机上の計算を随分しているんだけど、そこに、その背景にある隠れた分でそういう間違いがあるんじゃないかと思うんよ。例えば、間伐材の定義にしても違うね。そこあたりは十分検討しながら、もう補助金もたくさん入れていることだから、お願いしたいんだけどね。

**近藤委員** 関連で質問させてもらいます。

木造建築物等建設促進総合対策事業で8億円余りついているんですが、これは採択の基準というのがあるのかな。採択された以外にも申し入れがあったのか、今後こういう申し入れがあったらどう取り扱うのか、その辺のことをちょっと聞かせてください。

**吉野林産振興室長** 今、林業再生基金でやっております。要望があったところについて、公共性、公共建築物であるかどうかを最優先に使ってやっております。

**近藤委員** 公共的な、それはもちろんわかるんですが、さっき具体的な項目の中に、福祉施設とかそういう名前が上がってきていたと思うんですが、今後そういうところが上がっ

てくると思うんですね。CLTを使って大型の木造建築物ができますと、それは私はいいことだと思うんですけども、今後の見通しはどういうふうを考えておるんか、これでもしかして打ち切るのか、あとやるのかどうか、その辺をちょっと聞かせてください。

**尾野農林水産部長** 答えをいたします。

まず、今ご議論いただいている事業は、両方とも当初予算で成立済みのものですが、1つは、森林整備加速化・林業再生基金ということで、林野庁が集中的にこうした公共施設の木造化とかを進めるといふ、木質化を進めるといふふうなことで、基金造成した分で今やっております。

今、末宗副委員長のおっしゃられたバイオマスに関係も、実はその基金でやるようにしております。この基金、実はもうことしが最終年度で、今後につきましては、先ほど近藤委員のおっしゃられた木造・木質化のモデルというものをどうやっていくのかというのは、実はまだ今のところ、国も県も未定というところであります。

以上でございます。

**後藤委員** 何点かお聞きします。

まずは51ページの新たな人材育成及び経営多角化の推進のところのモデル的に行う集落営農法人を支援するこの経営の内容、これは以前1度聞いたかもしれないんですけど、まずそれを教えていただきたいというのが1つ。

それから、その下の、新政策対応型水田農業体質強化事業費、これはどういったことをするのかという具体的な内容と、もしどこか受ける法人があればどこが受けるかとかいうのを教えていただいて、ぜひこのビジネス経営体育成事業だとか、ビジネスモデル実証事業なんていうのは、うちみたいな本当貧乏法人はぜひ教えていただきたいと思います。

それから、その下の集落営農経営強化対策事業費の規模拡大と法人間連携の推進の、この複数法人での共同利用なんかというところの、どんな機械かというのと、あと、具体的にどこの法人出しているかというのがあれば教えていただきたいと思います。

それから、次に53ページの緊急地域農業経営構造対策推進事業費、これは何度か読み返したんですけど、どういったことをするのか、どうしても理解できなかったものですから、もう1回ちょっと内容を教えていただきたいというふうに思います。

それから、57ページの種子管理事業に関することなんですけど、これはちょっと話がそれるんですけど、ことし何か多分、種子農家から届いた種が余りよくなかったということが随分あったみたいなんです。これは恐らく、去年、飼料用米が倒伏して、県の方も随分苦労して、その種を探して集めたと思うんですけども、この辺なんですけれども、こういうことがあったんです。

先日、実は、うちでそれがあったものですから、自分のところで種を確保しようと思って、多分どこの農家も飼料用米の種は県ではなかなか確保できないというのを前年に聞いているものですから、自分のところで確保しようと思ったら、市町村で上乘せする分の種子の事業を一部、自分のところでとったら受けられないとかいうのがあってですね。だったら、ちゃんと確保できないと困るよとかというのを言われていた農家の方もいましたので、これは聞いたら県から農協へは通知しているんだけど、農協のほうで全然そういったのを事前に農家あたりに言っていないとかいうのがあったみたいなんです。種子の確保の関係とか、それから農協なんかへの周知は徹底されたほうがいいのではないかと

なというふうに先日聞いて思いました。

それから、済みません……。

**尾野農林水産部長** 委員長、大変申しわけないんですけども、付託案件外の内容が全てですので、後ほど資料は提供させていただきたいと思います。補正予算外ですので。

**後藤委員** 資料の提供で構いませんので、済みません。

あと、66ページの6次産業化サポート体制事業費のところ、アグリ専用プランナーという人はどういう人を置くのか、これもこういう人を置きますという資料で構いませんので、そういったのを教えてください。

以上です。済みませんでした。

**小嶋委員** 1点だけお尋ねをしたいと思います。

140ページの「新」で、特用林産物生産施設等整備事業費7,500万円の財源は全部、国庫支出金になっています。国の補助金を使うということなので、採択をするときに国の補助メニューの内容に合致はしていると思うんですが、特に具体的な対策の内容ですね、それから、この場合、大山農協ということですので、単年度の事業になるのかどうかということ。さらには、大山農業協同組合から要望があっていた内容であるのかどうか、多分そうだと思うんですが、それで、対応する組合員、生産者の数がどの程度になるのかということについてお答えいただければと思います。

**吉野林産振興室長** これにつきましては、大山農協からの要望に基づきまして補助金を支出するものでございます。具体的には、大山のエノキタケは「マッシュルク」ということで非常にブランド化をしております、県のスーパーにもあちこち大山ブランドで出ております。生産者の高齢化とか後継者不足で生産量が非常に落ちているということで、現状が2千トン少しあるんですけども、これをプラス1千トンして3千トン規模まで拡大しようということで、たまたま遊休施設がございまして、そこに施設整備をして、農協自体は今まで1次培養というか、菌床栽培なんですけれども、ブロックまでをつくって、それを生産者に提供して生産してもらおうということだったんですが、今回、新たに農事組合法人を立ち上げまして、そこに19名を雇用しまして、大山農協の職員が3名ついて、22名の体制で新たに1千トンの生産をするというものでございます。

以上でございます。

**小嶋委員** ありがとうございます。要するに、単年度の事業ということになるんだと思うんですけど、こういう要望に応えた形のものが、次に多分控えているところもあると思うんですけど、そういうところはどれくらいありますか。要望が出ているところという意味ですね。

**吉野林産振興室長** 今のところ、そういった要望は聞いておりません。ここだけでございます。

**羽野委員外議員** 1点だけ、お知らせと質問ということなんですが、90ページの次代を担う酪農経営基盤強化対策事業で、乳製品、あるいは牛乳の消費拡大というのがあるんですが、実は県で、福祉保健部だと思うんですけども、減塩、うま塩だったですかね、減塩の取り組みが事業として取り組まれておまして、1つ、乳和食ってご存じか知りませんが、和食に牛乳を使って料理をするとうまみが出るということで、かなり減塩の料理ができるというようなのがありまして、レシピ本を買ったんですけど、まだ私自身が料理を

して味見をしていないので、ぜひ勧めますということまでは言えないんですけれども、そういう減塩、健康とつながる牛乳を消費拡大できそうな組み合わせがありますので、ちょっとお知らせだけしておきます。

それと、149ページの杉の苗の関係なんですけど、現在、半分程度で、平成30年度までに100%を目指すということなんですけど、30年度までのプランがありましたら、現在例えば50%なら、来年度80%にして、90%、100%を目指すというようなプランがあれば教えていただきたいということと、県内のどのような地域で今この苗木はつくられているのかということで、どのような地域に生産拡大をしていくのか、希望があるところに、県下、場所を問わずに、希望があるところにはどんどん行きますよというような形なのか、そこら辺のところ、栽培作付面積とかもわかればお願いしたいと思います。

以上です。

**樋口森林整備室長** 30年度までに増産するようにしておるんですけど、主に取り組むのは採穂園の造成と、それからハウス、それからかん水施設等を整備することで苗木の増産が進みます。このほか、新たな生産システムといたしまして、森林組合の職員が山に入って実際に穂木をとるんですよね。この穂木をとったやつを苗木の業者さんが買ってくれることで、森林組合の職員の収入にもなるとともに、生産を委託するような格好で苗木を予約するような格好になります。こういった取り組みによりまして、現在、県内で61万本生産している杉の苗木がおよそ4年後には182万本、約120万本の増産が図れるものというふうに考えております。

また、杉苗の生産地は主に西部地域で、南部地域は今までは少なかったんですけど、南部地域のほうで今コンテナ苗という、ちょっと変わった苗木を増産する取り組みを、森林組合とか苗木業者さんが中心になって進めています。基本的には、県の樹苗協という苗木を生産する組織があるんですけど、そこに加入しておられる組合員の皆さん方が中心となって増産を行うような格好になっております。

以上です。

**油布委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計補正予算の2つの議案をまとめて審査いたします。

第67号議案及び第68号議案について、一括して執行部の説明を求めます。

**安藤団体指導・金融課長** それでは、予算概要の202ページをお開きください。

まず、第67号議案平成27年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算の額は、下の歳出の表中、左から3番目の補正予算額の1番下にありまして、2億4,391万8千円でございます。これを1つ左の欄の既決予算額7億6,510万5千円に加えますと、総額10億902万3千円となります。

次に203ページをお開きください。



主な内容についてご説明いたします。

林業・木材産業改善資金貸付金、補正予算額1億2,500万円です。

これは、林業や木材産業の経営開始あるいは規模拡大を図るため、機械、施設等を整備する際に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

次に、204ページをお開きください。

1番上の木材産業等高度化推進資金貸付金、補正予算額5,750万円です。

これは、林業や木材産業の経営者が、木材の加工や流通の合理化を推進し、木材供給量の拡大を図るために行う、素材・製材等の購入や流通に必要な運転資金を、金融機関との協調融資により低利で貸し付けるものです。

予算概要の210ページをお開きください。

第68号議案平成27年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算の額は、下の歳出の表中、左から3番目の補正予算額の1番下にありまして、これより1億81万円でございます。これを1つ左の欄の既決予算額1億119万2千円に加えますと、総額2億200万2千円となります。

次に211ページをお開きください。

主な内容についてご説明いたします。

沿岸漁業改善資金貸付金、補正予算額1億円です。

これは、沿岸漁業従事者に対して、漁業経営や生活改善に必要な資金、並びに青年漁業者の養成、確保のための研修や技術習得に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

以上でございます。

**油布委員長** 以上で、説明は終わりました。何か質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第67号議案平成27年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案平成27年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案平成27年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

**村井農林水産企画課長** 第78号議案平成27年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担についてご説明いたします。

議案書の42ページをお願いいたします。

これは、今回の補正予算案に係る農林水産関係建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させることについて、地方財政法及び土地改良法の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

議決の対象となる事業と市町村の負担割合は、中段の表にお示ししているとおりでございまして、法の規定に基づき、あらかじめ関係市町村から了解をいただいているところです。

今回は、当初予算に計上していない事業並びに当初予算に計上している事業で負担率に変更が生じる事業を計上しておりますが、これは事業実施箇所の補正予算による追加によるもので、制度的な変更はございません。

以上でございます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**末宗副委員長** 現状はどうなっとったん。

**村井農林水産企画課長** 今回の補正部分につきましては、危険ため池緊急整備事業は、当初予算のときには100分の10から100分の14となっております。

それから、その次の水産生産基盤整備事業については、当初予算のところでは該当がなかったため、ございませんでした。

それから、同じく水産物供給基盤機能保全事業は、当初予算のときには該当がなかったもので、これも議決の対象となっております。

以上でございます。

**末宗副委員長** 今まで特に該当がなかったという話を今したんだけど、該当がなかったということは負担もなかったということかな。

**村井農林水産企画課長** 今年度の当初予算の段階では、例えば水産生産基盤整備事業の第3種漁港に係る事業の予算計上がなかったということでございます。

同じくその横の水産物供給基盤機能保全事業の第3種漁港に係る事業が当初予算のほうに計上がなかったと。

**末宗副委員長** それなら、当初予算はなかったんだけど、こういう事業はずっと何十年もなかったわけ。似たような事業とか、何かあっているからやっていると思うんだけどね。

**村井農林水産企画課長** これにつきましては、毎年度その予算に係る分について議決を求めているものでございます。したがって、当初予算のときには当初予算に該当のある事業について、負担についての議決をお願いしております。今回、補正予算で新たに追加した箇所に係る分につきまして、改めて負担の議決をお願いしているものでございます。

**末宗副委員長** だから、毎年度したのなら、前の例はどうやったかと聞きよるんだから。なかったじゃなくて、前はどうだったかと聞きよるんだから。

**村井農林水産企画課長** 当初予算のところとの比較で先ほど申し上げてしまいました。失礼いたしました。

26年度、前年度との比較でございますと、前年度は危険ため池緊急整備事業の負担は100分の10から100分の15となっております。

また、26年度の水産生産基盤整備事業は、26年度の当初予算におきましては20分の2から20分の3となっております。

また、26年度におきましては、水産物供給基盤機能保全事業の第3種漁港は事業がございませんでしたので、26年度にはこの分はありませんでした。

以上でございます。

**末宗副委員長** わかったけど、説明するときちょっとそこらあたりを教えてよ。全然わ

からないままするからね。はい、もういいですよ。

**桑原委員** ちょっと関連みたいなものですけど、危険ため池のほうですが、この割合が変更になったというのはどういう理由なのでしょう。それだけ教えてください。

**山本農村基盤整備課長** 当初予算のときに、危険ため池整備事業につきましては100分の10から100分の14というふうなことで、今回100分の9と100分の15が両側についたわけですが、100分の9につきましては、地区でいいますと宇佐市の地域ため池、100分の15につきましては大分市のため池が補正予算でお願いしているということでもあります。

**桑原委員** 個別の場所によって、何か基準があって割合が決定されてくるということでしょうか。

**山本農村基盤整備課長** 国の補助事業の場合はガイドラインというのがございまして、国、県、市町村の負担の標準的なものがございまして、市町村によってそのガイドラインの率はクリアしているけど、もうちょっと出すとか、そういうところもございまして、そういう形になっております。基本形は、ガイドラインとしては、県としては市町村にお示しはしております。

**油布委員長** ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査に入ります。

請願1 林業政策・予算に関する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

**樋口森林整備室長** 林業政策・予算等に関する請願について説明します。

農林水産委員会資料の1ページをごらんください。

まず、森林整備予算の動向についてご説明します。表1は直近5年間の本県の造林事業費の推移です。折れ線は事業実績額及び要望額を、棒グラフは財源の内訳を示しています。これまで当初予算の不足分を、補正予算や基金・交付金で確保してきましたが、平成27年度は公共事業予算の圧縮により、国からの配分額が約8千万円不足している上、来年度以降は基金・交付金がなくなることから、予算が大幅に不足することが予想され、県といたしましても今後の予算確保が課題と考えております。

次に、2番目の地球温暖化対策のための税についてです。地球温暖化のための税は、二酸化炭素の排出量に応じて石油石炭税に上乗せされているもので、その用途は、エネルギー起源の二酸化炭素排出抑制対策に限定されているため、現状では吸収源対策には使用できません。このため、本県では九州知事会等を通じて国に対し、吸収源対策への用途拡大を要望しているところです。このほか森林吸収源対策に関する財源については、経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太の方針において、新たな税制等を含め年末までに結論を出すと言われております。

最後に3番目の地域の実情に配慮した助成制度の構築についてですが、これにつきましては、これまでも、機会あるごとに国に要請を行っているものでございます。

以上でございます。

**油布委員長** 何か質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ただいま、本委員会の発議をもって、意見書案を提出することに決定いたしました。

事務局は、案を配付してください。

〔事務局が、意見書案を配付〕

**油布委員長** それでは、案を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

**油布委員長** この案に、ご意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にないようですので、そのほか細部については、委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

また、作成した意見書案は、8月6日の本会議最終日に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** それでは、そのようにいたします。

続いて、請願4湯布院塚原共進会跡地のメガソーラー建設計画に関することについて、執行部の説明を求めます。

**石井森林保全課長** 湯布院塚原共進会跡地のメガソーラー建設計画に関する請願についてご説明します。

委員会資料の2ページをごらんください。

この請願は、平成27年第1回定例会において湯布院塚原高原観光協会等から提出され、採択された請願と同一の開発行為に係るものでございます。

資料の1所在地等にありまして、開発予定地は由布市湯布院町塚原の面積約20ヘクタールの原野で、所有者は湯布院塚原プロパティ合同会社となっております。

この場所は、2根拠法令の(1)にありますとおり、大分県地域森林計画対象地域のため、1ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、森林法に基づき県知事の林地開発許可を受ける必要があります。

林地開発許可の審査に当たっては、2根拠法令の(2)にありますとおり、森林法で次の各号、すなわち「土砂の流出又は崩壊など災害を発生させるおそれがあること」、「水害を発生させるおそれがあること」、「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」、「周辺地域の環境を著しく悪化させるおそれがあること」、この4つの基準で、このいずれにも該当しない場合は、許可しなければならないと規定されております。

林地開発許可の流れは、3のフロー図にありますように申請があれば受領し、法律等にとり、内容の審査や河川管理者や市町村の意見を聞いた上で、判断を行うこととなります。

以上でございます。

**油布委員長** ただいまの説明について、質疑はありませんか。

**近藤委員** 今、森林法の説明がございましたけれども、この4つの案件、皆該当すると、私は現地の人間としてよくわかっておりますので、当然、請願は採択をして許可しないようにお願いしたいと思っております。

以上です。

**小嶋委員** 今、近藤委員から話がありました4項目ですが、これは先ほどの説明ではいずれも満たすことということによかったのかなと思うのと、もう1つは、市町村長さんの意見を聞くということがありましたが、市町村長さんのご意見はどのような意見になっているかについて、わかればお願いします。

**石井森林保全課長** 最初の質問ですけれども、この4項目全てをクリアしなければ許可にはなりません。

次の2点目の質問ですけれども、市町村長の意見は申請書を受理して、審査の過程において意見を聴取します。ですから、今現在まだ申請書は我々の手元に来ていないので、意見の聴取はしておりません。

**小嶋委員** はい、わかりました。いいです。

**油布委員長** ほかにご質疑等もないので、これより、採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、本請願は、採択すべきものと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

採択した本請願を執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、そのように決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

次に、第1回定例会で採択した請願の経過及び処理結果について、執行部の報告を求めます。

**石井森林保全課長** 請願処理結果報告の1ページをお開きください。

請願の処理結果は、中段処理の経過及び結果欄に記載しておりますので読み上げます。

林地開発許可については、森林法に基づき適正に行う。

なお、許可申請にあたっては、地元との合意形成を図るよう、平成27年6月24日付で、林地開発許可審査要領の一部を改正した。

また、鉄塔及び周辺整備などにおいて、他の法令に基づく許可が必要となる場合には、関係法令等に則して適正に審査する。

文中にありますとおり、許可申請に当たっては、地元との合意形成を図るよう、平成27年6月24日付で、林地開発許可審査要領の一部を改正しましたので説明します。

委員会資料の3ページをお願いします。

平成24年7月に再生可能エネルギー固定価格買い取り制度が開始され、本県においてもメガソーラーにかかわる林地開発許可申請等が増加しています。

一方、メガソーラー建設に対して自然景観を損なう等の地域住民の声も多く起きております。

こうした状況を踏まえ、林地開発許可の手續において、申請者と景観行政の主体たる市町村等との合意形成を促進するため審査要領の整備を行ったところです。

中段現行の法令・規則の欄をごらんください。

今回の改正に係る法令、規則等を抜粋しております。本県の林地開発許可の審査事務は、白抜き丸でお示した、森林法、その下の県の規則、そのまた下の県の審査要領の3つの法令・規則等に基づき実施しております。

まず、森林法の規定ですが、先ほど説明させていただきましたとおり、法に定められた4つの基準に該当しない場合は、許可しなければならないとされております。

その際の審査基準として、県ではその下にあります大分県林地開発許可制度実施規則を制定しております。その第4条第1号リにおいて、開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること、と定めております。

これまでは、この規則の下線部に当たります適切な配慮がなされていることが明らかであることについては、具体的事例等が明示されておりました。

そこで、矢印のとおり、より具体的な審査要領を定めたもう1段下の林地開発許可審査要領において、規則第4条第1項リにおける適切な配慮がなされていることが明らかであることの具体的事例として、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等とする、と明示したところです。

以上でございます。

**油布委員長** 以上で、報告は終わりました。これより質疑に入ります。

**末宗副委員長** 今度新しく要領を変えて、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等とするとなっただけ、要するに、これは関係市町村と協定がない限りは認められんということでもいいかな。

**石井森林保全課長** この協定に関しましては、あくまでも行政指導の範疇でございます。結論から申しますと、この協定書が添付されていなければ即許可にならないというものはございません。ただし、その協定が締結される過程において、地元住民の方を代表します市町村との合意形成が十分に図られるように促進していくという趣旨のものでございます。

これにつきましては、もし協定の締結等ができないというような事態が発生しました場合には、粘り強く行政指導を行っていきたいと考えております。

**末宗副委員長** 関係地方公共団体等なんだけど、地元はこれに入っていないと読めるよね。どんなふう解釈すればいいわけ。これを見たら、関係地方団体と書いてあるんだから地元は関係ないと解釈できるんだけど。

**石井森林保全課長** 要領の中の定義におきまして、地方関係団体等の「等」の中には、いわゆる周辺の自治会、あるいは町内会等を含めております。この定義につきましては、地方自治法に基づく地縁による地域団体ということで、町内会あるいは自治会を含めたところで「等」という表現にしております。

**末宗副委員長** その「等」という言葉をそんなふうによく解釈されたら切りがないんだけど、東北の予算が南氷洋かどこかまで行って使いよのと一緒、もう大分県も15億円ほど戻したんだけど、「等」というのはそういう定義じゃないと僕は思うけどね、「等」という言葉は。解釈違うんじゃないかな。

**石井森林保全課長** その解釈、言葉の定義につきましてですけれども、この要領の中で、まず言葉の定義を定めております。その中で、関係地方公共団体等とは、開発地の所在する市町村及び地方自治法に基づく地縁による地域団体たる市町村、あるいは自治会というふうに定めております。ですから、これは例示的に「等」という言葉を使っているわけじゃなくて、要領の中で定めさせていただいております。

**末宗副委員長** その定義が出てくるのかな。どこに書いてあるのかな。

**石井森林保全課長** 済みません、今回の説明資料としては、要領の部分の抜粋を整理しておりますので、この要領の第1章のほうに言葉の定義を、全文を見ればその中に出てくるようになってます。

**末宗副委員長** はい、わかりました。

**桑原委員** 1点確認させていただきます。これは許可を出す流れとしては、森林法に照らしてこの4つの条件に該当していないというところを確認した後に、この大分県の規則によって協定書を結んでいるということが要件になって、それから許可が出るという流れだと思っておりますけれども、この申請者のほうが、協定は結びたくないけれども、この森林法はクリアしているじゃないかということで、裁判に訴える可能性はあるということでしょうか。

**石井森林保全課長** 先ほど申しましたとおり、この協定書は行政指導の範疇でございます。ですから、申請者がどうしても協定を結ばないというようなことであれば、我々としては特にこの中の、周辺地域の環境を著しく悪化させるおそれがあるといったところが十分に満足されているかどうかなかなか判断ができないということであれば、行政指導を繰り返しながら申請者に市町村、あるいは地元と協定書が結べるような努力をしてくれないだろうかという行政指導を審査の過程で繰り返していきたいと思っております。

それでも、どうしても申請者のほうができないということであれば、市町村長の意見、あるいはいろんな意見を参考にしながら慎重に判断をしていきたいと思っております。

**桑原委員** こじれた場合は、最終的には裁判になるということでしょうか。

**石井森林保全課長** そういうことは想定したくありませんけれども、最悪の場合、そういうことも法律の運用上はあり得るかと思っております。

**油布委員長** ほかに質疑もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、去る6月2日から6月24日にかけて実施いたしました県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いいたします。

**尾野農林水産部長** 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

油布委員長を初め、委員の皆様には、6月2日から24日にかけて、県内各地の農林水産部関係地方機関及び農林水産業関係施設に足を運んで調査いただき、ご指導、ご助言を賜りました。誠にありがとうございました。

本日は、事務調査の中でご指摘がありました中から、担い手確保に向けた取り組みについて担当課長からご説明申し上げます。

**森本農山漁村・担い手支援課長** 委員会資料の4ページをお開きください。

担い手確保に向けた取り組みについて報告します。

新規就農者につきましては、地域の担い手は地域で確保・育成するという理念のもと、市町村、農協、地域の農業公社などと連携し、就農準備段階から農業経営を開始する段階まで一貫した支援を進めているところでございます。

まず表1 就農準備段階の取り組みですが、県内外での就農希望者への相談会やセミナーを開催し、就農体験研修を実施しながら県内に呼び込む取り組みを強化しています。

平成26年度の相談者数は396名で、就農への関心の高まりを実感しているところであります。

次に2の生産技術・経営技術取得研修の取り組みです。

就農の意思決定後に、希望する品目の生産技術や経営ノウハウを1年から2年、しっかり学んでから就農できるよう今回訪問いただいた就農学校や本年度から開始しておりますファーマーズスクールの設置支援を行っています。

いずれも市町や公社、JA等、産地がみずから担い手を育成する取り組みで、研修生がスムーズに就農できるよう、研修中には草刈りなどの地域活動への参加も行い、人的ネットワークの構築にも努めています。

3の就農時の支援ですが、市町、農業委員会、地元生産者等が就農希望者に住宅や農地の情報提供などを行うとともに、農地確保では農地中間管理機構を活用し、就農希望者の要望とのマッチングに取り組んでおります。

市町などの関係者の努力により、これまで就農学校を修了した16組24名は、全員住宅と農地を確保し就農したところです。

なお、施設整備についても、国庫事業、県単事業を活用して、リース団地など計画的に整備を進めているところでございます。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にご質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

ここで暫時休憩します。再開は15時25分といたします。

15時14分休憩

---

15時25分再開

**油布委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**尾野農林水産部長** 報告第6号大分県長期総合計画の策定についてご説明します。

まず、議案書の66ページをごらんください。

計画の策定にあたっては、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に、立案段階での報告が定められておりますので、今定例会では策定の概要を報告させていただいております。

議案書と一緒に心配りをしておりました別冊資料大分県長期総合計画の策定についてをごらんください。



1 ページをお開きください。

私からは本委員会が所管する農林水産関係を中心に説明させていただきますが、まず、計画の全体構成として、このページでは計画の策定にあたって、として計画策定の趣旨、計画の性格・役割をお示しさせていただくとともに、3には本年度を初年度とし、平成36年度までの10年間とする本計画の計画期間を記載しております。

次に、5ページをごらんください。

新計画の政策・施策体系をお示ししています。農林水産部関連の施策は右ページ中段の活力の政策1、変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現部分に記載されております。

人口減少やグローバル化そして地方創生の議論が進む中で、農林水産業は構造改革をさらに加速し、成長産業化していくことが求められています。このため、この主要政策の下には、(1)構造改革の更なる加速から(4)元気で豊かな農山漁村の継承まで4つの施策を設けることとしています。

それぞれの施策について、現状と課題を踏まえた基本方向、主な取り組み、目標指標についてご説明しますので、資料がどんどんかわって申し訳ありませんけれども、新たな政策・施策と主な取り組み(案)、これの55ページをお開きください。

まず、施策(1)構造改革の更なる加速では、経営基盤が強靱な先駆的な経営体の育成や新たな担い手の確保、成長する海外市場にチャレンジする輸出拡大、新たな価値を創出する6次産業化など構造改革の取り組みを加速したいと考えております。

主な取り組みについては、①の変化に対応した先駆的な経営体の育成では、経営規模の拡大や協業化などを進めることにより、足腰が強く、本県の農林水産業を牽引する経営体を育成します。

②の将来を担う新たな経営体の確保・育成では、基本的な生産や経営管理技術を学ぶ、先ほど説明をしました就農学校や漁業学校などの充実により、やる気のある新規就業者の確保を進めてまいります。

③の新たな需要を獲得する戦略的な海外展開では、拡大する世界の食市場への展開を図るため、商社との連携の強化などにより新規輸出国を開拓し、輸出を拡大してまいります。

④の新たなマーケットへの挑戦では、増加する食品加工等のニーズに対応するため、カット野菜用の大玉キャベツの産地化などに取り組んでまいります。

右下の目標指標については、農林水産業による創出額、農林水産業への新規就業者数、農林水産物輸出額の3指標を掲げさせていただいております。。このうち、創出額は、表の下、米印1にありますように、従来までの産出額に新たに加工等による付加価値額と日本型直接支払制度交付金額等を加えた新たな指標です。これは、食品産業による産地づくりや国の米政策の見直しなど農林水産業を取り巻く環境の変化の中で、より農林水産業・農山漁村の所得の動きを捉えた指標として設定したものです。また、ほかの2つは地方創生や農林水産業の成長産業化に向けて、攻めの農林水産業に取り組む上での指標です。

まず、最初に説明しました創出額については、具体的な算出方法等についてご説明します。

お手元の、安心・活力・発展プラン2005及びおおいた農山漁村活性化戦略2005に関する追加配付資料の1ページをお開きください。

ページ中ほど二重丸で表記している部分ですが、平成25年度の農林水産業による創出額の試算を行っております。まず、下3つのブロックの1番左、二重で下線を引いております産出額1,848億円ですけれども、これは、従来の平成25年度の産出額1,843億円に加えまして、これまでカウントされていなかった飼料用米などの新規需要米等の5億円を加えている数字であります。次にその右のブロック付加価値額194億円ですが、これは食品加工では、産地との連携により県産農林水産物を仕入れる食品加工業者等に対して行った調査結果の数値を、また、木材加工については、製材所において県産材を加工した際の付加価値額を加えて、直売所については各店舗への調査を行った数値を算出し、その合計を計上したものであります。その右のブロックの交付金等の92億円は日本型直接支払いと米政策の交付金の合計額であります。

新たな計画では以上の3つの合計額を創出額と定義をしたいと考えており、これにより試算した25年度の創出額は矢印の先に記載しております2,134億円になります。

この指標に係る目標値の内訳は下の2ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

元の資料にお戻りいただきまして57ページをお開きください。

(2)マーケットインの商品(もの)づくりの加速では、変化するマーケットに対応できる流通・販売体制の構築や消費者の多様なニーズに対応した商品づくりなど、競争力のあるおおいブランドの確立に取り組みます。

主な取り組みといたしまして、①のマーケットに対応した販売力の強化では、県として戦略的に生産を強化する品目を選定した上で、関西や福岡など拠点市場におけるシェアの拡大や、流通の多チャンネル化への対応を進めていきます。

目標指標は、戦略品目の産出額としております。これまで、園芸戦略品目やブランドチャレンジ魚種などの生産拡大や流通・販売の一元化などに取り組んできましたが、今回変化する消費者や実需者のニーズを的確に捉え、本県の地理的条件等を生かし将来にわたって農林水産業を牽引する品目の観点から高糖度甘藷などの品目の追加や見直しを行った上で引き続き目標として設定しています。

なお、戦略品目につきましては、先ほど創出額を説明しました資料の3ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に59ページをお開きください。

(3)経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成では、地域の核となる若手リーダーの育成や女性の経営参画・起業を進めるとともに、移住者などの活躍による農山漁村の活性化を図ります。また、生産現場の技術革新や経営安定対策など生産者の経営支援の強化を進めます。

主な取り組みにつきましては、①の経営感覚の優れた担い手の育成では、産地での生産や販売をマネジメントする若手リーダーの育成や、女性の経営参画等の促進を図ってまいります。

②の地域力を創り出す多様な担い手の育成では、移住者や帰農者などのアクティブシニア層の人的ネットワークやさまざまな知見を生かして、農山漁村に新しい風を吹き込んでいきたいと考えております。

目標指標については、中核的経営体数としています。地域、産地を牽引する経営体とし

て農業法人、認定林業事業体、認定漁業士を確保・育成する目標としております。

次に61ページをお開きください。

(4) 元気で豊かな農山漁村の継承では、農山漁村に潜在するさまざまな資源の活用や生産・生活環境基盤の整備を進めるほか、集落機能の維持・向上に取り組みます。

主な取り組みにつきまして、①の地域資源を活用した価値の創出では、世界農業遺産や本県に豊富にある地熱や木質バイオマスなど、地域資源の活用により新たな価値を創出したいと考えております。

また、②の快適で元気な農山漁村づくりでは、直売所の集荷システムの見直しなど、高齢者が生産活動をしやすい環境を整えます。

③の効率的な生産環境の整備では、水管理が省力化できる地下水位制御システムや集落間のネットワーク道路など、生産や生活基盤の整備を促進します。

④の鳥獣害対策の効果的な推進については、平成26年度の被害額は2億7,400万円と、ピークである平成12年の5億4,600万円から半減してはいるものの、依然として被害が生じている現状を踏まえ、今後も防護柵の設置などの予防対策と捕獲対策を進めてまいります。

目標指標については、農山漁村の有する多面的機能の重要性を鑑み、日本型直接支払協定面積や有害鳥獣による農林水産業被害額としています。

いずれにしましても、これからの10年は大分県農林水産業にとってのターニングポイントと考えております。生産者、関係機関と農林水産部職員が一丸となりまして、変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現、また、安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりに向けて、構造改革の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、先ほど創出額を説明した際に使用しました安心・活力・発展プラン2005及びおおいた農山漁村活性化戦略2005の進捗状況の資料をごらんください。

ただいま説明しましたものが次期計画の素案ですけれども、現行計画である安心・活力・発展プランのうち農林水産業関連の進捗状況についてご説明します。

4ページ目は県の長期総合計画全体の進捗を参考としてまとめております。ご参照いただければと思います。

農林水産部関係施策については、次ページ以降に詳細をまとめておりますので、5ページをお開きください。

まず、①平成25年農林水産業産出額についてです。

農林水産業産出額につきましては、先ほど申し上げましたように農林水産業全体の総合指標としております。

中ほどの表は、各区分ごとに左から現在の計画の基準年である平成21年、最新の実績が出ております25年の産出額、目標年である27年の目標値を記載するとともにその右側には、目標年対比を記載しております。

表の1番上の区分、農林水産業産出額をごらんください。

これまで産出額2,100億円を目標として取り組んできましたが、最新の数値である平成25年産出額は1,843億円と目標に比べて257億円下回っております。

具体的な要因等についてご説明します。

表の区分欄の上から2段目、1農業産出額をごらんください。目標1,440億円に対

し1, 276億円と164億円下回っております。

具体的には③の園芸で49億円の未達成となっております。これは、(i)の野菜において、いちごやピーマンなどの戦略品目の取り組みにより目標年対比100%と現時点で目標をほぼ達成しているものの、(ii)の果実(iii)の花弁において燃油高騰や輸入拡大などの影響により大きく生産が減少したことによるものです。次に、(2)の畜産の92億円の未達成でございます。これは、①の肉用牛で先ほど来ご説明しておりますけれども、子牛や枝肉価格が高騰しているものの、飼料価格の上昇などにより飼養戸数が大幅に減少したことによるものでございます。

表の2林業産出額については、目標210億円に対し181億円と29億円下回っております。これは、(1)の木材生産では目標年対比100%と現時点で目標を達成しているものの、(3)栽培きのこ類で乾シイタケの価格下落により30億円下回っていることが要因です。

表の3、漁業生産額については、目標450億円に対し386億円と64億円下回っております。主な要因としては、かぼすブリやヒラメの取り組みが進む(2)の海面養殖業では、目標年対比110%と現時点で大きく目標を上回っておりますけれども、(1)海面漁業で漁業資源の低下などにより79億円の差が生じていることによるものでございます。

次に、下の段②をごらんください。

平成27年度目標指標に対する26年度末の達成状況について全体をお示ししております。

安心・活力・発展プラン2005には、先ほど説明いたしました農林水産業産出額など農林水産部関連指標が23あります。そのうち、17指標が現時点で目標に対し90%以上の実績となっております。

資料6ページをごらんください。③指標ごとの進捗状況と要因分析を記載しています。

農林水産業の構造改革については、先ほど申し上げました産出額が指標となっておりますので説明は割愛します。

(2)「The・おおい」ブランド確立に向けた商品づくりの4つの指標は、調査中も含めまして「概ね達成」する見込みです。(3)次代を担う力強い経営体づくりでは、9つの指標のうち8つが「概ね達成」しております。1番上の認定農業者については、高齢化による再認定が難しく「達成不十分」となっております。(4)効率的で持続性のある生産基盤・環境づくりでは、4つの指標のうち3つが「概ね達成」となっています。1番下の鳥獣による被害額については、イノシシ、鹿とも被害額については過去最低とはなっているんですけれども、目標の2億円にはまだ届いていないという状況です。(5)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出では、2つの指標のうち1つが「達成」しております。小水力発電については、現在計画的に整備を進めており、来年度には目標を達成する見込みとなっております。

長期総合計画及び進捗状況の説明は以上でございます。

今後、本日の資料によりパブリックコメントを実施する予定となっております。委員の皆様には、本日はもとより、ご意見、ご提案をぜひ私どもにお寄せいただければと思っております。

また、現在農林水産部ではこの計画の策定と並行して、部門計画に当たる大分県農林水産業振興計画の策定を進めております。本議会にも報告議案を上程させていただいておりますが、引き続き担当課長から計画の立案過程でのご報告をさせていただきます。

**村井農林水産企画課長** 報第7号大分県農林水産業振興計画の策定についてご説明いたします。

議案書と一緒に配付させていただいております別冊資料、大分県農林水産業振興計画の策定についてをごらんください。

1 ページをお開きください。

これは、先ほどの長期総合計画の報告と同じく、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第4条に基づく立案過程でのご報告でございます。

1 計画策定の理由でございますが、先ほど部長からも説明しましたとおり、平成17年12月に策定した現計画、おおいた農山漁村活性化戦略2005は、今年度が最終年度でありますことから、また、人口減少やグローバル化など社会情勢の変化に対応し、さらなる農林水産業の構造改革を進めるため、大分県長期総合計画の部門計画として策定するものでございます。

次に、2計画の骨子ですが、先ほどご説明した大分県長期総合計画の農林水産業関連施策と同じ施策体系となっております。

これらを踏まえた計画の構成を右ページ上段の5に、計画の基本的考え方を6にお示ししています。

次の3ページをごらんください。

大分県農林水産業振興計画の施策体系案をお示ししております。変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現と安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくりに向けた施策を下段に記載しています。また、安心・活力・発展プラン2005及びおおいた農山漁村活性化戦略2005に関する追加配付資料の7ページから8ページには、施策体系に基づく主要な取り組みについてお示ししております。

今後につきましては、この考えに沿って素案を作成し、9月議会で素案のご説明を申し上げ、ご意見をいただいた後にパブリックコメント等を実施し、12月議会で成案をお諮りしたいと考えております。

次に、同じ資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

現行計画である農山漁村活性化戦略2005の進捗状況の報告でございます。

この計画は、現行の県の長期総合計画、安心・活力・発展プラン2005と同じく4つの基本施策で構成されており、独自の指標も含め78の目標指標を設けております。

指標の達成状況については、①の中段の表の表頭にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4つに区分しております。

なお、現在、26年度末時点の状況について取りまとめていますが、78指標のうち2指標が、集計作業の関係で調査中となっておりますのでご了承いただきたいと思います。

表の2行目、全体と表示されている行をごらんください。

最終年度の目標に対する達成状況は、100%以上の「達成」が22指標、その隣の90%以上達成の「概ね達成」と合わせると、全体の64.1%となっております。

②は、この最終年度の目標値に対する達成状況の推移を、年度ごとに棒グラフで表した

ものです。

棒グラフは下から「達成」、「概ね達成」、「達成不十分」、「著しく不十分」を表しています。「達成」、「概ね達成」の指標の推移を見ますと、平成23年度の27指標、34.6%が平成26年度は50指標、64.1%に増加しています。

今年度、最終年度となりますので、「概ね達成」の28指標について確実に達成するとともにその他の26指標についても、目標値を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、全78指標の個別の進捗状況については、次ページ以降に添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

**油布委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別にご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

**村井農林水産企画課長** 委員会資料の5ページをごらんください。

指定管理者の更新についてでございます。

指定管理者制度は民間活力によるサービスの向上と経費の削減を目的として平成18年度に導入されました。今回は、更新施設にあたります3施設について、新たに指定管理者の選考を行います。

次に、選定方法等についてはそこに書いてあるとおりでございますが、各施設ごとの更新についての考え方や6目標指標については、この後それぞれ担当課室からご説明いたします。

右ページをごらんください。

今後のスケジュールですが、農林水産部に係る3件は全て公募でございますので、点線左側の公募の施設のスケジュールにより選定を行います。

今後、皆様方には、中段の第3回定例会で、予算の裏づけとなる債務負担行為の設定について、第4回定例会で、指定管理者の指定についてご審議をお願いしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、各更新施設について担当課室長からご説明を申し上げます。

**本多農地農振室長** まず、私から大分農業文化公園についてご説明いたします。

左ページの1にございますとおり、本施設は平成18年度から大分県農業農村振興公社が指定管理運営者として管理運営を行っているところでございます。

設置目的の達成に向け、今後も指定管理を続けていくことが効果的であると考えております。

また、1番下の表にあります6の目標指標についてですが、今回の更新も入園者数を指標とし、目標値については、過去4年の平均値である27万人を上回る33万人としております。

以上でございます。

**森本農山漁村・担い手支援課長** 続きまして、大分県都市農村交流研修館について説明いたします。

本施設は、都市と農村の交流を促進するとともに、農村女性の能力開発及びネットワークの形成に資することを目的に設置され、平成18年度から大分県農業農村振興公社が指定管理運営者として大分農業文化公園と一体的に管理運営を行っています。

現在設置目的の達成に向け、受講者の声を反映した各種講座を開催するとともに、貸し館利用拡大に向けた積極的な営業活動を行うなど、指定管理者ならではの活発な活動が行われており、講座受講者や農村女性から非常に高い評価をいただいています。このようなことから、今後も指定管理を続けて行くことが効果的であると考えております。

今回の更新では、引き続き目標指標について、研修受講者へのアンケート実施による研修満足度と、募集定員に占める研修受講者数の割合である研修充足率を設定し、目標値は研修満足度については5点満点の4.5、研修充足率は95%としております。

以上でございます。

**諏訪林務管理課長** 続きます、大分県林業研修所について説明いたします。

本施設は、平成18年から公益財団法人森林（もり）ネットが指定管理運営者として管理運営を行っています。

設置目的の達成に向け、今後も指定管理を続けていくことが効果的であると考えております。

今回の更新における目標指標については、これまでの研修満足度に加えて新たに利用者数を設定しております。目標値は研修満足度については5点満点の4.5を、利用者数は毎年の増加を図ることとし最終年度である平成32年度の年間延べ利用者数を3,900名としております。

以上で指定管理者の更新についての説明を終わります。

**安藤団体指導・金融課長** 続きます、委員会資料の7ページをお願いします。

大分県内の総合農協の経営状況についてご報告いたします。

資料の7ページと8ページは見開きで一体の資料としてごらんください。

まず、大分県農協を初めとする5つの総合農協と、本年3月に信用事業譲渡を行い専門農協に移行した下郷農協の平成26年度決算状況についてです。

表の1、決算状況の表の下から2段目、当期剰余金をごらんください。当該年度は6農協のすべてにおいて黒字を確保いたしました。

続いて県内農協の合計を説明します。8ページ右上、県内農協合計をごらんください。

1番上段の、事業総利益が165億1,500万円で、前年比1億8,400万円、率にして1%の減少となっております。

これは、その下の内訳欄の信用事業、購買事業、販売事業で事業利益が減少していることが主な要因です。

この結果、中ほどにあります事業利益は、前年比1億8,300万円の減少、下段にあります当期剰余金は、前年に比べ1千万円減少したものの、12億5千万円の黒字となりました。

個別農協を見てみますと、表の7ページ左端の大分県農協の当期剰余金は、前年比で6,100万円減少したものの、10億6,200万円を確保しました。

主な減少要因は、信用事業における貸出金の縮小や購買事業における25年度の消費税増税に係る駆け込み需要の反動による平成26年度供給高の減少などによるものです。

また、右ページの下郷農協は、平成25年度の決算が赤字に転じたことから、本年3月に信用事業を県信用農業協同組合連合会に譲渡し、経済事業を中心とした専門農協として再出発したところです。

次に、2組合員数の推移をごらんください。

正組合員数は、千人単位で減少してきています。これは、農業従事者数の減少、世代交代時の脱退などに起因するものです。

以上でございます。

**石井農村整備計画課長** 資料の9ページをお願いします。

国営大野川上流土地改良事業についてご説明いたします。

まず、1の国営大野川上流土地改良事業の概要を載せておりますが、現行計画における大蘇ダムや水路の整備に対しまして、総事業費は580億円でございます。

大蘇ダムでは現在2にあります浸透抑制対策を実施しています。実施状況につきまして、3にありますとおりですが、平成31年度までに順次対策を進めていくこととなっております。

これに伴う事業費の増加により今回計画変更の必要が生じました。4にありますとおり、第2回計画変更後の平成18年以降に実施した大蘇ダム基礎の地盤改良の追加施工の14億円、また、平成25年度からの浸透抑制対策工事等126億円が追加になったことにより、総事業費が増加し、約720億円となる見込みでございます。

今回は、これに伴いまして事業費の10%以上の増加という土地改良法に基づく計画変更要件に該当したものです。

なお、今回の計画変更はこれまで説明してきた内容と変わりなく、新たな県・地元負担は生じません。

また、国は8月3日にこの内容の地元説明会を開催することとしております。

以上でございます。

**重盛畜産振興課長** 株式会社大分県畜産公社の新施設整備進捗状況についてご説明申し上げます。

資料の10ページをお開きください。

まず1の施設整備の経緯でございますが、畜産公社の施設につきましては、築後37年が経過し、老朽化や衛生上の問題が発生しており、また、構造上、アメリカ等に向けた輸出基準に適合しないこと、フロン規制への対応が必要なこと等から、平成26年度より隣接地に新施設整備を行っているところです。

次に2の新施設の概要でございますが、新施設は、対米向けの輸出認定基準に適合するため、牛と豚の処理ラインを分離し、HACCPを取り入れた高度な衛生対策を実施するとともに、畜産に対する消費者の理解醸成のため、見学設備も設けることとしております。

次に3の事業費でございますが、入札の結果、総事業費は55億4,500万円となります。内訳としましては、26年度の本館棟杭打工事と病畜棟建築工事が4億9,800円で、27年度の本館棟建築工事、冷却防熱設備工事、生産機械設備工事が48億2,500万円、畜産公社が事業対象外で行う、電算システムの導入経費等が2億2,200万円ありますが、おおむね当初の予算内におさまる見込みです。

新施設は、対米輸出も可能な高い衛生管理基準を備えた食肉の流通拠点として、生産者



等の期待も大きいことから、平成28年度の稼働に向け、適正な事業執行に努めてまいります。

以上でございます。

**吉野林産振興室長** 資料の11ページをお願いします。

第63回全国乾椎茸品評会の結果についてご報告いたします。

4の審査結果のとおり、大分県は17年連続、通算49回目の団体優勝を果たし、また、部門別入賞者では、最優秀賞である農林水産大臣賞の全5部門中4部門を、さらに、次席の林野庁長官賞についても全国で20名中、14名の生産者が受賞いたしました。

現在、乾シイタケ価格は5月以降高騰しておりますけれども、伏せ込み量が落ち込んでいることから、今後も散水施設などの施設機械の整備による生産の安定化に努め、さらなる乾シイタケ産業の振興に取り組んでまいります。

以上で諸般の報告を終わります。

**油布委員長** 以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

**桑原委員** 済みません、畜産公社の設備なんですけれども、今あるところは解体して何かになるとか決まっているのでしょうか。

**重盛畜産振興課長** 資料にございますように、現施設は解体いたしまして、その横の敷地に新施設を建設中ございまして、新施設ができ次第、現施設につきましては解体することとしております。

**桑原委員** 更地になるだけですか。

**重盛畜産振興課長** 駐車場、そういったものに整備するようになっております。

**小嶋委員** 大量の報告を、しかも早口でありがとうございました。大変わかりやすかったといえうそになるかもしれませんが、大切なのは農林水産振興計画の策定にあらうかと思えます。それはスケジュールが記載されておりますが、9月の第3回定例会、もう間もなく、1カ月後には、9月17日から行われることとなりますけれども、その際に素案の報告をされるということになっています。

お願いしたいことは、きょうのように大量の資料になるかどうかわかりませんが、少し分厚くなると思うので、あらかじめ資料の提供があると、報告を受けて質疑もやりやすくなるのかなという思いがありますので、当日配付をして、当日いろいろご意見くださいと言われても、我々にも能力の限界がありますので、そこはご配慮いただけるとありがたいなという要望をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**油布委員長** 今、小嶋委員から言われたこと、資料について、しかとよろしく願いします。

これでいくと、大体計画どおりいくんかな。ちょっといかんのじゃろうけどな。ちょっと部長のご意見を賜りたいと思えます。

**尾野農林水産部長** 先ほど来、農林水産業産出額2,100億円の目標に対して1,840億円余ということで、説明しながら情けない思いをしておりました。次期計画において、そうしたことのないように、しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**油布委員長** ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別がないようですので、これをもちまして農林水産部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはご苦労さまでした。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

**油布委員長** まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

次に、新長期総合計画に係る委員会開催について、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**油布委員長** ただいま、事務局から説明がありましたが、この日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**油布委員長** それでは、閉会中の委員会を9月4日13時30分から開催しますので、よろしく願います。

次に、今後の委員会活動について、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**油布委員長** 事務局から説明がありましたが、今後の委員会活動を活性化させるため、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

〔協議〕

**油布委員長** それでは、ただいまいただいた意見をもとに、事務局と具体的に検討したいと思いますので、よろしく願います。

最後に、県外所管事務調査についてですが、まず事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**油布委員長** 以上、事務局に説明させましたが、ご質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** それでは、この案で決定いたします。

なお、細部については、委員長にご一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**油布委員長** 別がないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。